

## 中野区公契約審議会の答申及び令和8年度労働報酬下限額の取扱いについて

中野区公契約条例第13条に基づき設置した中野区公契約審議会において、令和8年度労働報酬下限額に係る答申が出された。

これを受け、区は同条例第8条第2項及び第3項の規定に基づき、業務委託契約・指定管理協定に適用する令和8年度の労働報酬下限額を答申の内容どおり決定し、告示した。

なお、工事又は製造の請負契約については、令和8年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省から公表され次第、答申に基づく単価計算を行い、告示する。

### 1 答申概要

#### (1) 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

##### ①熟練労働者・一人親方

令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価の各職種の単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

東京都における公共工事設計労務単価が設定されない職種については、類似する業務の職種における単価を準用するのが妥当である。

##### ②熟練労働者・一人親方以外の労働者（見習い・手元等）

令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価の軽作業員の単価に70%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

#### (2) 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約に係る労働報酬下限額

中野区会計年度任用職員（用務・調理）の報酬を基本に、各種賃金動向等を勘案して得た額とするのが妥当である。

（1時間あたり1,510円）

#### (3) 指定管理協定に係る労働報酬下限額

前記（2）と同額とするのが妥当である。ただし、中野区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額に、「東京都の最低賃金額に対する、指定管理協定の労働報酬下限額として定めた額の増加率」を乗じて得た額とするのが妥当である。

### 2 審議会

#### (1) 開催日

令和7年8月22日（金）から計4回

#### (2) 審議の概要

別添「令和7年度中野区公契約審議会各回における審議概要」のとおり

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額の決定及び告示

## 令和7年度中野区公契約審議会各回における審議概要

**第1回** (8月22日)

## (1) 令和6年度公契約条例の運用結果について

- ・一つの工事請負契約で、国土交通省が分類する51職種に該当しない職種が複数見受けられる。
- ・事務局には51職種に該当しない職種の実態把握を求めたい。

## (2) 令和8年度労働報酬下限額について

- ・昨年度までの審議会では会計年度任用職員（用務・調理）の報酬をベースとして検討してきており、今年度も同様に検討すべきである。

**第2回** (10月20日)

## 令和8年度労働報酬下限額について

## (1) 工事・製造請負契約における熟練工

- ・他区の状況や工事請負契約の落札率が概ね90%以上であることなどを鑑みると、現行の公共工事設計労務単価の90%から変更する理由はない。

## (2) 工事・製造請負契約における未熟練工等

- ・労働報酬下限額は、現行どおり軽作業員の70%とする。
- ・作業内容に違いがあれば実態に応じて受注者が報酬を下限額より高く設定できるようにした方がよい。

## (3) 委託契約・指定管理協定

- ・労働報酬下限額を高く設定しすぎた結果、区の予算内に収めるために予定していた業務が削減され、ひいては区民サービスの低下につながることがあってはならない。
- ・会計年度任用職員（用務・調理）の報酬を基本に、各種賃金動向等を勘案した額（1時間あたり1,510円）としてはいかがか。

**第3回** (11月12日)

## (1) 答申案について

- ・今年度の賃金動向を勘案して、第2回で決定した仮案どおりの金額とする。
- ・答申には前年度と同様、次年度の審議会に向けた意見を付すこととする。

## (2) 工事請負契約における職種の報告について

- ・51職種に該当しない職種と未熟練工を区分して報告することは、負担感がなく対応できる。

**第4回** (12月22日)

## (1) 答申内容の決定について

- ・「次年度の審議会に向けた委員からの意見」は、記載のとおりでよい。

## (2) 公契約条例の周知について

- ・現場訪問を行うことで周知用ポスターの作業所への掲示状況や周知用カードの従事者への配付状況を確認することができると考える。

## (3) 職種別賃金等の実態把握について

- ・職種別労働報酬下限額を検討するのであれば、毎年度実施している事業者アンケートを活用して各職種の従事状況等を把握し、検討材料として提供していただきたい。